

2018年10月3日

各 位

株式会社そごう・西武

近畿地区店舗の配送料引上げに関する公正取引委員会の処分について

当社は、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料の引上げに関する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」と表記）違反の疑いについて、公正取引委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、同委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

当社は、かねてより法令遵守の徹底に努めてきたにもかかわらず、この度の命令を受けましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、お客様、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、配送料の引上げに関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、配送料を引上げる旨の合意が消滅していることを確認する等の内容とする取締役会決議を行うこと、それらの内容について当社従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 納付すべき課徴金の額 | 641万円 |
| (2) 納付期限 | 2019年5月7日 |

3. 再発防止について

当社は、制服納入にかかる独占禁止法違反行為を契機に、既にコンプライアンス意識と独占禁止法に対する理解度向上を促進するため、全従業員を対象とする「独占禁止法遵守の行動基準」を継続的に周知徹底することや独占禁止法に係るモニタリングの実施等の再発防止策を実施しております。

当社は、引続き独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、再発防止とコンプライアンス経営を徹底してまいります。

以上